

事 務 連 絡
平成26年10月1日

各 都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度 担当部局 御中

各 都道府県 私立幼稚園所管部局 御中

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

子ども・子育て支援新制度に移行する
私立幼稚園（認定こども園含む）に対する財政支援について

子ども・子育て支援新制度の施行準備をはじめとする支援施策の推進並びに私立幼稚園の振興につきましては、平素から多大なご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付費額及び利用者負担額の基準（公定価格・利用者負担基準）については、子ども・子育て会議等での議論を踏まえ、本年5月に仮単価等を提示したところですが、制度施行時に新制度に移行することとなる認定こども園に関する事項を中心として、様々なご意見が寄せられているところです。

これらの子ども・子育て会議等で指摘されている意見や地方自治体・事業者からの要望（例えば、現に幼保連携型認定こども園を運営している施設が新制度の新幼保連携型認定こども園に移行する場合における施設長の人件費に係る取扱いなど）等については、国として、これらの意見・要望等を踏まえ、公定価格の本単価の設定に向けて、できる限り速やかに必要な対応について検討を行うとともに、その結果を、地方自治体や設置者・事業者へ迅速に情報提供してまいります。

一方で、私立幼稚園（現行制度で認定こども園である私立幼稚園及び私立幼稚園から認定こども園になる園を含む。以下同じ。）の1号認定子どもに係る施設型給付費に係る公定価格の仮単価については、私学助成及び就園奨励費補助の国庫補助基準及び地方財政措置に基づく現行の財政措置の全国的水準ベースを設定し、これに、消費税増収等による質改善の充実分を加えた国基準として設定していますが、現在、国が定める基準を超えて、又はこれらの助成事業等とは別途独自に助成を行っている都道府県等が存在しています。

こうしたことを背景として、とりわけ、私立幼稚園に対する財政措置の主体が、現行の私学助成等から変更となることを踏まえ、

- ・ 新制度に移行する私立幼稚園に対して、引き続き、各都道府県が私学振興の考え方に基づき独自に助成を行うことは可能であること、

・ とりわけ、現行の私学助成の水準が、国庫補助や地方財政措置により保障している水準よりも高い都道府県においては、新制度に移行する私立幼稚園に対しても、引き続き、私学振興を目的とした地方自治体独自の助成を継続して実施するか否か等を検討いただきたいこと、
などを説明し、できる限り早期の方針や内容の検討、公表等を要請したところです。(平成26年9月4日「子ども・子育て支援新制度説明会(私学担当者向け)」資料2のp6参照)

現在、多くの私立幼稚園において来年度の園児募集が開始しつつあり、また、新制度に移行する施設に対するみなし確認等の準備事務も順次始まっていく中で、各都道府県等の地方自治体独自の助成内容又は方向性についても、できる限り早期に検討、公表いただくよう、重ねてお願いいたします。

子ども・子育て支援新制度の円滑な施行については、国及び地方自治体が連携して私立幼稚園等へ支援を行っていくことが重要と考えています(「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について」平成26年4月10日付け事務連絡参照)。また、社会保障・税の一体改革では、消費税財源を活用して子ども・子育て支援新制度をはじめとする少子化対策を充実することとされています。こうしたことを踏まえ、私学助成や子育て支援策の継続・充実を図っていただきますよう、ご理解、ご協力方お願いいたします。

問い合わせ先：

【新制度に係る全般的な事項】

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

[TEL:03-6257-1465](tel:03-6257-1465)、[FAX:03-3581-2521](tel:03-3581-2521)

【私立幼稚園(認定こども園含む)に対する財政支援について】

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

[TEL:03-6734-2714](tel:03-6734-2714)、[FAX:03-6734-3736](tel:03-6734-3736)